

黒川地域行政事務組合

令和4年度公営企業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、令和4年度決算における「**資金不足比率**」については、下表のとおり病院事業、訪問看護ステーション事業とも資金不足が生じていないため、資金不足比率の該当はありません。

◆ 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和4年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	—	(20.0)
訪問看護ステーション事業会計	—	(20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と標記しています。
- 2 経営健全化基準とは、資金不足比率がどのような状況にあるのかを判断する基準として設けられているものです。資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

令和5年8月 黒川地域行政事務組合財政課

TEL：022-345-1542